

豊岡市長に意見書を提出しました

10月31日、森井会長をはじめ代表委員5名で市長室を訪れ、平成30年度の予算編成に向けて、豊岡市長に意見書を提出しましたので、その内容を掲載します



1 遊休農地の発生防止及び解消

(1) 農地利用最適化に関する連携支援について

遊休農地の発生防止及び解消のための農地の利用調整については、地元の農会・区・営農組織及び担い手等の協力を得ているところであるが、市においても、必要に応じ、国、県、市及び農地中間管理機構の補助制度活用等連携支援を図りたい。

(2) 解消に向けての具体的な支援について

- ① 農道の拡幅、水路等の基盤整備を行えば耕作が継続できる場合においては、その整備について、国、県の補助制度を活用するとともに、市制度の拡充を図りたい。
- ② 鳥獣害に強い農作物の導入及

2 担い手農家や集落営農の育成と支援

(1) 新規就農者に対する支援について

が伝統的農作物の特産化による農地の有効利用を促進されたい。

③ 農地の持つ空気清浄機能、景観等の公益性を生かし都市との交流による優良農地の保全に努められたい。

④ 耕畜連携による耕作放棄地の解消に向けた仕組みづくりに努力されたい。

新規就農者に対し、国、県及び市の支援制度の積極的活用と継続を図るとともに、農業スクール卒業生に対し、豊岡農業改良普及センター、J A たじま、受け入れ農業者等と連携し、自立に向けた支援を強化されたい。

(2) 集落営農の育成と支援について

地域の農業の担い手として、集落営農組織は有効である。組織化できていない集落に対する設立や組織運営の指導及び資金等の支援を強化されたい。

3 地域を支える農政

(1) 人・農地プランの取組みについて

人・農地プランは、市内全域で推進され一定の進捗が見られるが、伸び悩みの傾向もみられる。今後は一律の指導ではなく、地域の実情に合ったきめ細かい指導を推進されたい。また、農地利用最適化推進委員が積極的に関わるにより、今後の農地利用調整に役立つと考えられるため、推進にあたっては、情報提供を行い、農地利用最適化推進委員との連携を図られたい。

(2) 土地改良区への支援について

構成員の高齢化、不在地主の増加、施設の老朽化に伴う費用負担の増加等多くの問題を抱えている。土地改良区単位等の広域的な「多面的機能支払交付金」の組織づくりを進めるとともに、その事務に対する支援を強化されたい。

(3) 米政策について

平成30年度から国の米に対する支援が大きく減少すると聞いている。しかし、米は豊岡市における基幹作物である。米支援に対する激減緩和措置を国、県等に要望するとともに、市としても独自の支援措置を検討されたい。

4 有害鳥獣の被害防止対策の強化

(1) 被害防止対策について

- ① 被害は今なお増加傾向にある。捕獲体制のさらなる強化と継続を図られたい。
- ② 狩猟者の増加施策の検討、狩猟免許取得や免許更新の支援の充実を図られたい。
- ③ 侵入防止柵、捕獲檻等の設置及び管理に対する支援の充実を図られたい。

(2) 中型獣対策について

狩猟者の意欲高揚のため、アナグマ、ヌートリア、アライグマ、ハクビシン等、中型獣の捕獲報償金を増額されたい。

5 地産地消と食農教育・環境にやさしい農業の推進

(1) 環境にやさしい農業の推進について

① 「コウノトリの舞」など環境に優しい農業も年々拡大しているが、水稻の収量をみると慣行栽培より少ないのが現状である。栽培方法を見直すとともに、販売単価の向上に向けJ A との連携をさらに強化されたい。豊岡市における米の無農薬栽培面積は日本一と言ってもよい。日本一無農薬

栽培米面積の多い町を標榜し、米政策の柱として推進されたい。

- ② コウノトリ米の無農薬栽培でポット苗の普及をされているが、農家が箱苗栽培の機械類を切り替えるにはハードルが高い。スムーズに切り替えられる体制を検討されたい。

(2) 食農教育の推進について

- ① 各地域、地区内において、旬の食べ物に触れる機会を提供し、その地域、場所にしかない伝統食を学ぶ機会をさらに広げられたい。
- ② 現在、小学校で実施されている「環境体験事業」について、幼児教育・保育現場にも拡充されたい。

(3) 地産地消の推進について

- ① 安心、安全な地場農産物をもども園等の給食、間食にも供給できる体制を確立されたい。
- ② 平成28年度に豊岡市農業委員会で豊岡市の伝統・特産農産物マップを作製した。今後はさらなる発掘、育成、ブランド化を図るとともに、消費拡大のため、道の駅等販売施設の新設を早急に進められたい。

農地パトロールを実施しました

7月19日～8月3日にかけて豊岡市内全域を10ブロック（豊岡北、豊岡南A、豊岡南B、城崎・港、竹野、日高東、日高西、出石北、出石南、但東）に分けた班で今年も農地パトロールを行いました。

パトロールには農業委員19名と農地利用最適化推進委員25名が参加し、昨年調査した遊休農地等の追跡調査や新たに発生した遊休農地の確認などを行いました。



出石北地区でパトロール中



但東地区でパトロール中

遊休農地とは？（農地法第32条）

- ・現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。
- ・その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

農業委員会は、毎年1回以上、市内にある農地の利用の状況についての調査を行うことが義務付けられています。

調査により、耕作されずに遊休農地となっていることが確認された場合は、今後の対応・意向を聞き取り、解消に向けた指導を行うことになっています。（利用意向調査）

遊休農地解消に向けた流れ

